

## 4 1人1台端末の利活用に係る計画

## (1) 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

※1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク等を通じて実現を目指す学びの姿を記載する。

1人1台端末が整備されて、距離に関わりなく相互に情報の発信や受信ができるようになり、多様な人々と関わることや、個々の児童生徒の状況に応じた学習を実施することができるようになり、学校教育の可能性を広げるツールとして効果をあげている。特に、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習保障の観点からも遠隔システムを用いた指導は有効であることから、各学校において積極的に活用することを推奨する。その際、市町村立学校においては、必要な機材の整備などの対策、県立学校においては、児童生徒の端末の家庭での利用推進などの対策を講じるとともに、実施に当たっては教職員の負担が増えないような対策の検討も必要である。また、高等学校段階においては、平成27年4月から、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしていることから、受信側の教員等の配置や対面による授業の実施等について検討していく。

## (2) GIGA 第1期の総括

※令和5年度までの間にGIGAスクール構想の実現に向けて実施してきた端末と通信ネットワークの整備や、これらを活用した学びの実践のための取組等の総括を行い、その結果を記載するとともに、明らかになった課題については、その解決策とともに記載すること。

(課題及び解決策としては、端末、通信ネットワーク、周辺環境等のハード面に係るもののほか、その利活用方策に係るものが想定される。)

- 1 ICTの効果的な活用に向けた研修会が各自治体等で実施される中、人材確保ができないなどの課題があり、研修実施を見送らざるを得ない自治体があることから、地域間の教員のICT活用指導力の格差を広げないためにも、希望する地域、学校に対して、教育事務所、県総合教育センターの指導主事等によるICT活用に係る研修会を実施していく。
- 2 本県のICT活用状況は全国に比べ低い水準にあることから、ICT活用を推進するための方策として、県内の全ての教員がICTを活用した取組を実施し、その取組のうち優れたものを県総合教育センターのホームページに掲載していく。本取組は、約39,000人の県内の県立学校、市町村立学校の教員を対象とし、管理職も含まれる。事例の質を問うことはせず、また匿名性を担保し、教員が参加しやすいように配慮する。

(3) 1人1台端末の利活用方策

○「1人1台端末の積極的活用」

	項目(課題)	対策
①	毎年度ICT研修を受講する教員の率を100%	<p>ICT活用に関する研修コンテンツを準備し、計画的かつ段階的な校内研修の実施を推奨するなど、全ての教員に対して研修の機会を用意することや、質の高い研修を実施するICTを活用した教育活動を充実させるため、県立学校に対して、ICTの技術や活用に知見を有する外部人材(情報通信技術支援員等)の配置を検討していく。</p> <p>また、市町村教育委員会がICTサポート人材を確保しやすいようにするために、県教育委員会のホームページに人材派遣等を行っている事業者に関する情報を掲載するなどして、ICTサポート人材の配置に向けた取組を推進する。</p> <p>国の動向を踏まえつつ、紙の教科書とデジタル教科書の役割分担を踏まえた効果的な活用について、デジタル教科書等を先行して取り組んでいる自治体や学校からの情報を積極的に収集し、好事例や期待される効果について周知していく。</p>
②	情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置を4校1人	
③	1人1台端末を週3回以上活用する。	
④	デジタル教科書を実践的に活用する。	

○「個別最適・協働的な学びの充実」

	項目(課題)	対策
①	児童生徒が自分で調べる場面において1人1台端末を週3回以上使用させる。	<p>令和元年度から開始した「個別最適な学び検証事業」を活用し、個々の生徒の状況に合わせて、効果的に「知識及び技能」の定着を図るために、タブレット端末を活用した学習指導を行う実践研究に取り組んでいるところであり、その成果を広く周知していく。</p> <p>e-learning研修やオンライン研修は、教員の実質的な研修機会を増やすことにつながる。また、研修履歴システムは、学びの成果を振り返ったり、自らの成長を実感したりすることが可能になるだけでなく、これまで受けてきた研修履歴が可視化されることで、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見いだすことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待できる。引き続き、研修履歴システムの運用を通して、教員が、主体的に研修を受講することができるように支援し、指導していく。</p>
②	児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面において1人1台端末を週3回以上使用させる。	
③	教職員と児童生徒がやりとりする場面において1人1台端末を週3回以上使用させる。	
④	児童生徒同士がやりとりする場面において1人1台端末を週3回以上使用させる。	
⑤	児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面において1人1台端末を週3回以上使用させる。	

○「学びの保障」

	項 目 (課 題)	対 策
①	希望する不登校児童生徒への授業配信を実施	やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習保障の観点からも遠隔システムを用いた指導は有効であることから、各学校において積極的に活用することを推奨する。その際、市町村立学校においては、必要な機材の整備などの対策、県立学校においては、児童生徒の端末の家庭での利用推進などの対策を講じるとともに、実施に当たっては教職員の負担が増えないような対策を検討する。
②	希望する児童生徒への1人1台端末を活用した教育相談を実施	中・高校生を対象に生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られずに相談することは、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校の未然防止につながることから、中・高校生にとって身近なSNS（LINE）を活用した教育相談体制の充実を図り、ICTを効果的に活用した教育相談をさらに検討していく。
③	外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に1人1台端末を活用	日本語指導を要することや支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や、全ての児童生徒の多様な学びを確保するためにICTの特性を最大限に活かした学習を実施する。
④	障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じてICTを活用した支援を実施	障害のある児童生徒が、個々の障害の状態等にに応じてICTを正しく使いこなし、自分らしい生き方をしていけるようにするためには、特別支援教育においてもICTの利活用による教育の質の向上が求められている。特別支援教育におけるICTの利活用には、①教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用する視点、②障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを利活用する視点（自立活動の視点）、の2つの視点がある。これらを基にICTの利活用の目的を明確にした上で、ICTを適切に利活用した学習活動の充実を図っていく。